

令和7年度 射水市イングリッシュ・キャンプ業務委託仕様書

1 事業の目的

外国の方との英会話中心のコミュニケーションや体験活動を通じて、児童生徒の英語に関する興味・関心・理解を高めるとともに、異文化理解を深めることを目的とする。

2 総則

- (1) 射水市（以下「発注者」という。）及び受託者（以下「受注者」という。）とは、業務履行に際し、契約書に定めるもののほか、この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して行わなければならぬ。
- (2) 受注者は、外国語指導助手の雇用にあたっては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」（平19.8.3厚生労働省告示第276号）を遵守しなければならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項であって、委託業務履行に必要とされる事項については、発注者と受注者の協議においてこれを処理するものとする。

3 履行場所

富山県呉羽青少年自然の家（富山県富山市西金屋8194）

※ 詳細は施設ホームページの「利用ガイド」を参照

<https://kureha-ie.jp/application/guide.html>

4 委託期間

契約締結日から令和7年8月31日までとする。

5 参加者

射水市在住又は射水市立小中学校に在籍する小学5年生から中学3年生まで60名

6 履行日及び履行時間

業務履行日は令和7年8月4日（月）～8月6日（水）（2泊3日）とし、業務履行時間は、1日目の13時00分から3日目の15時30分までの間（ただし、外国語指導助手はプログラム実施時間に限る。）とする。（スケジュールの詳細は「別紙2」のとおり）

7 履行人数

履行人数は、業務委託の遂行に必要な人数とする。ただし、履行人数内には、現場責任者2名、外国語指導助手6名とする。また、現場責任者2名は、業務履行期間中、イングリッシュ・キャンプ事業に常駐し、緊急時対応が可能な状態としておくこと。

8 納品物件

- (1) 業務完了届
- (2) 履行日当日に参加者に配布した教材

9 委託業務の内容

受注者は「別紙1」に記載の業務について、次のとおり業務を行う。

(1) 活動計画作成

- ・受注者は本事業の目的を達成するため、英語に慣れ親しむことができるプログラム及びアクティビティ活動（野外炊飯（カレー））を実施する計画を作成し、その内容について事前に発注者の承認を得ること。
- ・1日目及び2日目に当日の振り返りや交流行事等を実施するレクリエーションを実施すること。
- ・受注者は事故対応マニュアル及び緊急連絡簿を作成し、事業実施中の事故等に迅速に対応できるように事前に準備すること。

(2) 教材等作成

- ・受注者は承認された活動計画に基づき、実施のため必要となる教材等を作成すること。

(3) 参加者募集

- ・受注者は発注者が作成する参加者の募集案内について、イラストやレイアウト等の作成等の支援を実施すること。

(4) 事業実施

- ・受注者は現場責任者を配置し、事業全体の管理及び運営を実施すること。
- ・現場責任者は参加者の状況を確認し、必要な支援やプログラムの調整等を適切に実施すること。
- ・受注者は活動時に事故が発生した場合、事故対応マニュアル及び発注者から提供される、保護者の緊急連絡先に基づき迅速に適切な対応を行うこと。
- ・受注者は事業実施時の状況を写真等で記録し発注者が指定する方法で活動記録を提出すること。
- ・現場責任者は全体の管理及び運営のため、履行場所に宿泊するものとし、外国語指導助手は任意で履行場所に宿泊することができるものとする。

(5) 発注者が負担する費用

- ・参加者、現場責任者及び外国語指導助手の履行場所での宿泊費
- ・参加者、現場責任者及び外国語指導助手の食糧費（履行場所から提供されるものに限る。）
- ・履行場所での野外炊飯に係る設備使用料

(6) その他委託業務に含まれる費用

- ・プログラム、アクティビティ、レクリエーションに使用する教材費

- ・活動実施に関する児童生徒60名の保険料（傷害・賠償責任）
- ・現場責任者、外国語指導助手の履行場所までの交通費

1.0 プログラム及びアクティビティに関する要件

- (1) プログラムについては以下の点を踏まえて活動計画を作成すること。
 - ・プログラムは小学生と中学生に分けて実施することを基本とする。
 - ・小学生は45分につき15分、中学生は50分につき10分の休憩時間を入れる等、参加者の体力に配慮された活動計画を作成すること。
 - ・参加者の年齢や能力にあわせて柔軟に対応ができること。
 - ・本事業の目的を踏まえて、制作活動やゲームといった体験を通じた活動を中心に英語能力を向上できるようなプログラムを計画すること。

＜参考＞過去に実施したプログラムの例

- ・外国語指導員の出身国のゲームやダンス
- ・プレゼンテーションレッスン（個人発表、グループ発表）
- ・英語ワークショップ（木のマイスプーンを作り、野外料理を作って食べよう。）

- (2) 施設で利用できる野外炊飯器具等は、発注者から提供される日本語による説明書を受け、必要に応じて当該活動用の教材を事前に準備するなど、英語説明のみで利用すること。

1.1 外国語指導助手の要件

外国語指導助手は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国法令を遵守すること。
- (2) 外国籍を有すること。ただし、本事業の目的を達成することが見込めると判断できる場合はこの限りでない。
- (3) 英語圏諸国における英語の発音、リズム、イントネーション、発声において標準的なモデルを授業その他において示すことができること。
- (4) 日本における教育、特に外国語教育に関心があること。
- (5) 積極的に児童及び生徒と共に活動する意欲があること。

1.2 受注者の外国語指導助手指導監督義務等

受注者は、外国語指導助手に対して次に掲げる事項を指導し、遵守させる義務を負う。

- (1) 外国語指導助手が、業務の遂行にあたって全力を挙げて専念し、その責任を果たすようにすること。
- (2) 外国語指導助手が業務を遂行するにあたり、法令及び射水市が定める条例、規則等に従い、かつ受注者による業務上の命令に忠実に従うようにすること。
- (3) 外国語指導助手が、相互に人格を尊重し秩序と品位の保持に努めるようにすること。

と。

- (4) 外国語指導助手が、射水市が管理する財産の保全と効率的活用に、十分な注意を払うようすること。
- (5) 外国語指導助手が、火災・盗難等事故防止に努めるようすること。
- (6) 外国語指導助手が、その指導助手としての信用を傷つけ、又は発注者全体の不名誉となるような行為を行わないようにすること。
- (7) 外国語指導助手が、法律等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないようにすること。また、この職を解かれた後においても同様とする。
- (8) 外国語指導助手が、その業務遂行中に宗教活動、営利活動又は政治活動を行わないようにすること。

1.3 その他

本仕様書の内容については、契約期間中に発注者と受注者の協議において、変更することがある。

【別紙1】射水市「イングリッシュ・キャンプ」業務委託 業務内容

No	大分類	中分類	発注者	受注者
1	活動計画作成	活動計画作成		○
2		活動計画承認	○	
3	教材等作成	教材等作成		○
4	参加者募集	参加者案内	○	
5		参加者案内資料作成支援		○
6		参加者募集・受付	○	
7		参加費徴収	○	
8	事業実施	全体管理運営		○
9		プログラム・アクティビティ・レクリエーションの実施		○
10		安全管理		○
11		活動記録の保存・提出		○

【別紙2】履行スケジュール

日付	時間	概要	詳細
8月4日（月）	13:00	呉羽青少年自然の家 着	受注者合流
	13:00～14:00	入所式	キャンプ説明（施設受入れ・班編成の説明等）
	14:00～17:30	プログラム①	
	17:30～18:40	夕食	
	18:40～20:00	レクリエーション	
	20:00～22:00	入浴・自由時間・消灯準備	
	22:00	消灯	
8月5日（火）	6:30～7:00	起床・準備	
	7:00～8:00	朝食・清掃	
	8:00～9:00	プログラム②	
	9:00～13:00	アクティビティ	野外炊飯
	13:00～17:30	プログラム③	
	17:30～18:00	連絡	翌朝までの流れについて説明
	17:30～18:40	夕食	
	18:40～20:00	レクリエーション	
	20:00～22:00	入浴・自由時間・消灯準備	
	22:00	消灯	

8月6日(水)	6:30～7:00	起床・準備	
	7:00～8:00	朝食・清掃	
	8:00～12:00	プログラム④	
	12:00～13:00	昼食	
	13:00～14:30	プログラム⑤	
	14:30～15:00	荷物まとめ。部屋片づけ	
	15:00～15:30	退所式	
	15:30	呉羽青少年自然の家発	受注者解散